

オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準（第1期～第5期）の概要と考え方

●第5期：第3期及び第4期と同じ考え方

(1)第1期（H21.4.1～H24.3.31）審査及び判断基準：平成20年2月13日第197回委員会決定

当該水域と接続する水路（流出水路に限る）との接続部に、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルが容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該水域の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(2)第2期（H24.4.1～H27.3.31）審査及び判断基準：平成23年11月14日第208回委員会決定

- ・野尻湖漁協の申請について、前回申請時と同様の審査基準により判断する。
- ・逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない。
- ・これまでの逸出等の状況に際し委員会指導等により改善した施設、対応を基本とする。
- ・緊急時の対応、観察、記録について申請書に記載する。

(3)第3期（H27.4.1～H30.3.31）審査及び判断基準：平成26年11月24日第218回委員会決定

- ・野尻湖漁協の申請について、第1期申請時と同様の審査基準により判断する。
- ・逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない
- ・これまでの逸出等の状況に際し委員会指導等により改善した施設、対応を基本とする。
- ・緊急時の対応、観察、記録について申請書に記載する。
- ・施設の管理体制において保守点検は点検項目をより具体的に定めて実施する。
- ・施設の点検結果及び逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。

(4)第4期（H30.4.1～H33.3.31）審査及び判断基準：平成29年11月22日第227回委員会決定

- ・野尻湖漁協の申請について、第1期申請時と同様の審査基準により判断する。
- ・逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない
- ・これまでの逸出等の状況に際し委員会指導等により改善した施設、対応を基本とする。
- ・緊急時の対応、観察、記録について申請書に記載する。
- ・施設の管理体制において保守点検は点検項目をより具体的に定めて実施する。
- ・施設の点検結果及び逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。